

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の改正について

1 改正理由

平成 2 9 年 4 月 1 日に教育公務員特例法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条ずれを補正するため改正を行うもの。

2 改正内容

別添「新旧対照表」のとおり

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。